

タイ、ベトナム及びインドネシアにおける模倣品対策

2026年7月23日(木)

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

弁護士村田知信、弁理士齊藤良平

講師紹介



村田 知信

Tomonobu Murata
パートナー | シンガポール
弁護士・NY州弁護士・
シンガポール外国法弁護士

to.murata@nishimura.com

経歴

2010年	弁護士登録(第二東京弁護士会)、 西村あさひ法律事務所入所
2018年	UCLAロースクール卒業(LL.M.)
2018年	ロンドンのBristows LLPIに出向
2019年	情報処理安全確保支援士 (登録セキュリティスペシャリスト)登録
2019年	ホーチミン事務所勤務
2020年	ニューヨーク州弁護士登録
2021年	バンコク事務所勤務
2023年-	シンガポール事務所勤務

知的財産・ITに関する取引・紛争を得意分野とし、サイバーセキュリティ・データ保護に関する案件の経験も多い(CIPP/Asia and Europe)。ベトナム、タイ及びシンガポールへの駐在経験を生かしてアジア地域の知的財産・IT関連案件を多く取り扱っている。

最近の主な書籍

- ▶ 『個人情報保護法制大全』(共著、商事法務、2020年)
- ▶ 『タイのビジネス法務』(共著、有斐閣、2021年)
- ▶ 『ミャンマーのビジネス法務』(共著、有斐閣、2020年)
- ▶ 『ベトナムのビジネス法務[第2版]』(共著、有斐閣、2020年)
- ▶ 『ChatGPT 産業革命』(共著、日経クロステック、2023年) など多数

最近の主な論文

- ▶ 『東南アジアの個人情報保護法制の改正動向と主要論点』(ビジネス法務(10月号)、2021年)
- ▶ 『個人情報保護法』世界の最新動向 第11回 インド』(ビジネス法務(2月号)、2020年)
- ▶ 『最新デジタルヘルス・ライフサイエンスの法律問題の勘所 (第4回)医療情報システムのセキュリティに関する規制の概要』(NBL No.1177(2020年9月1日号)、2020年)
- ▶ 『押さえておきたい！生成AIの法規制』(日経クロステック(xTECH)、2023年)など多数

講師紹介



齊藤 良平

Ryohei Saito
日本国弁理士 | バンコク
Tel +66 2 126 9174
r.saito@nishimura.com

卓越したコミュニケーション能力と柔軟な発想で、国内外の
商標・意匠案件、知財取引・交渉に関して依頼者のニーズ
に沿ったサポートを提供。

業務分野

- ▶ 商標・意匠出願
- ▶ 模倣品対策/ブランド管理
- ▶ 知的財産取引
- ▶ 知財訴訟
- ▶ 営業秘密・表示保護等/不正競争防止

国内外における意匠・商標登録出願及び事前調査や著作権登録申請に関する業務を行う。商標ライセンスや知財に関する交渉のほか、税関における水際対策を始めとする模倣品対策に関するアドバイスを行う。

諸外国における知的財産保護について広く情報収集と意見交換を行っており、WIPO(世界知的所有権機関)が主催する国際会議へ日本弁理士会から派遣された他、南米における知的財産保護への関心が高く、2019年に外務省とメキシコ合衆国政府による第48期日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画(短期)の研修生としてメキシコにも派遣された。

日本弁理士会意匠委員会副委員長、国際活動センター欧州部副部長を務め、2022年及び2023年に九州大学で非常勤講師を勤める。デザインと法協会理事。

2024年11月より西村あさひ バンコク事務所にて勤務。知財チームの日本人窓口として日泰の架け橋となるべく奔走中。

学歴

- ▶ 2013年 中央大学法学部 (LL.B.)
- ▶ 弁理士登録、日本国内大手特許事務所に入所
- ▶ 2016年 西村あさひ法律事務所入所
- ▶ 2024年 バンコク事務所勤務

書籍/論文

- ▶ 2022年 World Trademark Review Yearbook 2021/2022: Japan
- ▶ 2021年 意匠・デザインの法律相談I・II
- ▶ 2020年 ミャンマーのビジネス法務
- ▶ 2018年 優先権主張時における意匠の同一性

東南アジアの模倣品対策の基本

- 知的財産を保護する法令は全ての国に存在しており枠組みは同じ。
- 模倣品対策の観点からは**商標登録が重要**。製品によっては意匠登録も。デジタルコンテンツやソフトウェア製品の海賊版対策の観点だと著作権も重要だが著作権登録の重要性は国によって異なる。
- 効果的な模倣品対策は国によって違うが**刑事・行政摘発が主な手段**。**明らかな模倣品については経験豊富な現地専門家を起用して適切な方法で証拠収集・申し立てをすれば迅速かつ低コストで摘発できることも多い**。ただ近年巧妙な模倣品販売も増えており、摘発できたとしても罰則が厳しくないために再犯リスクが高いのが課題。
- 民事訴訟は使い勝手が悪い傾向。勝訴できても損害賠償額は高額になりにくく、再犯リスクが高い一因となっている。

東南アジアの模倣品対策の基本

- 東南アジアでもオンラインにおける模倣品販売の増加は顕著。
- EC事業者の適用法令や取締状況は国によって違うが徐々に整備されてきている。
- 主要なEC事業者は国によって微妙に違うものの概ね共通している。Lazada、Shopee、Amazon、TikTok Shop等。
- 代表的なEC事業者は全て知財侵害商品の販売は禁止しテイクダウン申請を受け付けている。国によってテイクダウン手続きは違うが、代表的なEC事業者では近年統一化されてきている傾向。使い勝手は徐々に改良されている。
- 明らかな模倣品販売はテイクダウンで止められるが、販売業者や製造業者の摘発は容易ではない。巧妙な模倣品販売や同じ業者による再犯への対応が課題。
- 発信者情報開示はEC事業者による任意の開示か当局による捜査に頼るしかないことが多い。

東南アジアの模倣品対策の基本

- まとめると、東南アジアでも明らかな模倣品販売について効率的・効果的に止める手段はあるが、①摘発が容易ではない巧妙な模倣品販売が増えていること、②販売を止めることはできても十分な損害賠償を受けるのは容易ではなく、かつ、③再犯のおそれも高いこと(モグラ叩きになること)、が課題。
- ただ、同時に、モグラ叩きであっても叩かないよりはマシだし叩くことはできる。信頼できる現地専門家を起用した模倣品対策には一定の費用がかかるため費用対効果との関係で不要と判断することはあり得るが、「東南アジアでは模倣品が氾濫し知財保護が無視されており対策は不可能に違いない」という先入観に基づく判断は明らかな間違い。
- 東南アジアにおける効果的な模倣品対策に関する情報を収集する手段は様々存在する。ジェトロバンコク・シンガポールでは現地の知財法制や模倣品対策に関するレポートを多数公開しているし、国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)や東南アジア知財ネットワーク(SEAIPJ)等の団体に加入して情報収集することも可能。
- 東南アジア現地で模倣品販売業者の調査が可能な調査会社も存在する。

東南アジアの商標登録の基本

- 商標を保護する法令はほぼ全ての国に存在しており枠組みは同じ。
- ミャンマーも2023年4月以降商標出願が可能に。
- 出願手続きは細部において国毎に違いはあるものの、大きな流れは出願、審査、登録という流れに違いはない。
- 模倣品対策の観点では、権利行使を予定する対象との兼ね合いで、出願範囲を適切に特定することが重要。
- 権利化に一定の時間を要するため、権利行使を希望する段階で出願を行っても、すぐに権利行使できない可能性がある。
- マドプロ加盟国：ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
- マドプロ非加盟国：東ティモール、ミャンマー

タイ・ベトナム・インドネシアにおける商標出願の基礎情報

国	必要書類	権利化所要期間	留意点
タイ	公証済み委任状	16～20か月	ファストトラック制度あり。 1. 商品・役務の数が50個以内 2. 商品・役務の表示が、知的財産局(DIP)が定める推奨例に準拠していること 3. 名義変更や譲渡、使用証拠の提出など、出願内容の補正が行われていないこと
ベトナム	委任状 (公証等不要)	16～18か月	2026年4月1日施行の知的財産法で審査期間等が短縮。 所要期間は短期化する予定。ファストトラック制度も導入。
インドネシア	委任状 宣誓書 (公証等不要)	6ヶ月程度	

※上記は直接各国に出願手続きを行った場合の情報。
マドプロ経由で出願する場合には必要書類や所要期間が異なる。

タイ: 模倣品対策総論

- タイの知的財産法制は、日本と同様に特許法、商標法、著作権法といった分野ごとに法律が定められている。
- 模倣品対策のために活用されることが多い知的財産権は商標権及び著作権。特に商標登録は重要。
- 事業者が模倣品対策として実施し得る主な措置は、①模倣品販売業者に対する警告書の送付、②DIP・警察と協力した行政措置、③裁判所による刑事訴訟、④裁判所による民事訴訟、⑤税関による差止・没収(水際措置)。
- 訴訟は費用と期間を要するため、ほとんどの案件で①及び②を検討することが多い。模倣品が外国から流入しているケースも多く、効果的な税関登録制度が存在するため⑤も検討。
- オンラインでの知的財産権侵害の場合は、⑥侵害が行われているECプラットフォームを提供する事業者への削除要請(ノーティス・テイクダウン)や、②及び③の一手段として当該要請に従わない事業者に対する処罰やアクセスブロッキング措置も実施し得る。

経済警察による取締件数

	2021	2022	2023	2024	2025
Trademark Rights	920	544	506	577	620
Copyrights	438	517	262	303	186
Patent Rights	23	9	3	8	8
Total	1,381	636	771	888	706
Item	854,716	951,341	1,667,404	1,493,208	1,827,231

特別捜査局による取締件数

	2021	2022	2023	2024	2025
Trademark Rights	4	9	12	9	9
Copyrights	0	0	1	0	0
Patent Rights	0	0	0	0	0
Total	4	9	13	9	9
Item	2,922,630	672,881	196,372	384,288	1,094,653

タイ税関による差止件数

	2020	2021	2022	2023	2024	2025
Case	1,541	484	498	731	531	357
Item	52,517,596	1,347,055	683,954	293,658	942,605	584,194

タイにおける模倣対策

➤ まずは税関登録から。タイ国内への流入を阻止する。

・登録対象：有効な商標登録・登録済み著作権

・必要書類：

① 著作権・商標登録証の写し

② 委任状

③ 権利者が法人の場合には法人登記簿謄本

④ 権利者による保証書（差止め等によって輸出入者が被る可能性のある損害について責任を負うことを認める誓約書）

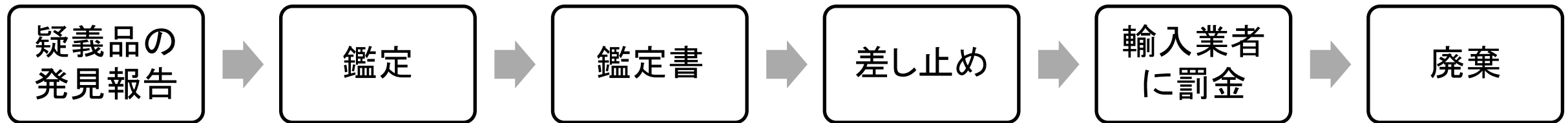
⑤ 商品のサンプル画像等

⑥ 模倣品の識別ポイントを示す資料

・申請 → 審査（1-2週間）→ 登録完了（3年間有効、更新可能）

タイにおける模倣対策

- 手続きはシンプル。
- 権利者に発生するコストは通常代理人費用のみ。
- 保証金・供託金は不要



タイにおける模倣対策

- 国内での模倣品対策はケースバイケース
- 商流・社会構造・地理的環境が日本とは異なることを理解する必要がある。
 - ・市場の存在
 - ・模倣品を販売する商業ビルの存在
 - ・オンラインサービスの充実
 - ・格差社会
 - ・陸続きで隣国と接している
- 言語の壁の存在
- 廉価な模倣品は市場/商業ビル/ECサイトで、高クオリティな模倣品は商業ビル/ECサイトで販売される傾向
- まずはECサイトをチェック、もしあればその商品の消費者が集まるマーケット/商業ビルをチェック
- 当局との関係性は極めて重要、意外と重要な商標登録の管理

Product Category



Food and Seasonings
(Coffee, MSG, Flavorings)

4 | **684,507**
cases | items
(MAIN VICTIM: **AJINOMOTO**)



Batteries and
Electrical Appliances

3 | **541,036**
cases | items
(MAIN VICTIM: **PANASONIC**)



Auto Parts
(Brakes, Axles, Starters)

3 | **55,573**
cases | items
(MAIN VICTIM: **HONDA**)



Clothing and Apparel
(including shoes and hats)

8 | **12,613**
cases | items
(MAIN VICTIM: **UNIQLO**)



Cosmetics,
Skincare Products

3 | **12,052**
cases | items
(MAIN VICTIM: **KAO**)



Stationery
(Marker pens)

2 | **11,017**
cases | items
(MAIN VICTIM: **MITSUBISHI PENCIL**)



Watches

4 | **2,624**
cases | items
(MAIN VICTIM: **CASIO**)



Entertainment Media,
Software, and Games

20 | **32**
cases | items
(MAIN VICTIM: **KOEI TECMO**)

Operational Achievements

タイ: インターネット上の模倣品対策に関する法令

- 最新の2022年改正著作権法の第7部(第43条の1～第43条の8)は、著作権者が直接サービス提供者にテイクダウン通知を提出する手続を含む、サービス提供者の責任の具体的な免除を規定している。
- 2017年に改正されたコンピュータ犯罪法第20条に基づいて、コンピュータ・データの拡散行為がある場合、管轄官庁は、大臣の承認を得て、コンピュータ・データの拡散を抑制するか、コンピュータ・システムから当該コンピュータ・データを削除する命令を裁判所に求めるために、裁判所に根拠となる証拠とともに訴状を提出することができる。
- プラットフォーマーには、電子取引法第32条に規定されている、事前通知の対象となるデジタルプラットフォームサービス事業の運営に関するB.E.2565年勅令(以下「DPS法」という。)に基づく義務があり、特定のデジタル・プラットフォーム・サービス事業者は、模倣品対策に関する規約を利用者に通知することが義務付けられている。これに従わない場合、罰則やライセンス剥奪の可能性がある。

タイ:EC事業者における模倣品対策

- 主要なEC事業者であるShopee、Lazada及びTikTok Shopはいずれも知的財産を侵害する商品の販売等を禁止しテイクダウン申請を受け付けている。
- 2021年1月11日、商務省とプラットフォーマー（Lazada, Shopee, TikTok Shop）、権利者、法律事務所との間で、インターネット上での知的財産の保護に関するMOUを締結。
- 同MOUに基づき、2021年3月11日～2024年6月30日までの間に知財権利者はオンライン上の模倣品に対して1074件のノーティス・テイクダウンを行い、全件のテイクダウンが認められた。
- SNSサイトとしてはInstagramとFacebookが人気であり、これらのSNSを通じた模倣品の流通に対する対策も課題となっている。
- その後もプラットフォーマーと政府機関等との間でMOUを締結し、協力関係を深化させていく流れは続いている。

ベトナム：模倣品対策総論

- ベトナムの知的財産法制は、日本のように特許法、商標法、著作権法といった分野ごとに法律を定めるのではなく、知的財産法という一つの法律で、特許、商標、意匠、実用新案、著作権等の様々な知的財産に関するルールを定めている。
- 模倣品対策のために活用されることが多い知的財産権は商標権（製品によっては意匠権も）。特に商標登録は重要。
- 事業者が模倣品対策として実施し得る主な措置は、①模倣品販売業者に対する警告書の送付、②行政当局による行政措置、③警察（公安）による搜索差押等・裁判所による刑事訴訟、④裁判所による民事訴訟、⑤税関による差止・没収（水際措置）。
- ベトナムでは②の使い勝手が良いため、模倣品販売を止めるためにまず①及び②を検討することが多い。大規模・悪質な事案の場合には③も検討し、模倣品が外国から流入している可能性がある場合は⑤も検討する。④は使い勝手が悪くあまり利用されない。
- オンラインでの知的財産権侵害の場合は、⑥侵害が行われているECプラットフォームを提供する事業者への削除要請（ノーティス・テイクダウン）が有効。場合によっては②及び③の一手段として当該要請に従わない事業者に対する処罰やアクセスブロッキング措置も不可能ではない。

ベトナム：行政・刑事措置における当局の役割

当局	役割
国内市場管理・開発庁(DMS)	国内市場における模倣品・商標権侵害品の取締りの中心機関。立入検査、レイド(摘発)、商品の押収、行政罰の賦課を担当。 実務上、模倣品摘発で最も利用される当局。
知的財産庁(IP VIETNAM)	商標・特許・意匠等の登録機関。 2025年の省庁再編以降は産業財産権侵害に対する検査や権利執行も担当。
文化スポーツ観光省	著作権登録の他、ソフトウェア、音楽、映像、出版物等の著作権侵害・海賊版対策を担当。
公安省	刑事捜査を担当。搜索・差押えや刑事事件化を行う。行政摘発後に刑事事件へ移行するケースも多い。
知的財産研究所(VIPRI)	商標・意匠・特許等について侵害鑑定意見書を発行する専門機関。その意見書は当局手続きで重要な証拠として扱われる。法的拘束力はないが実務上は重要。
税関総局	輸出入段階での知財侵害品対策を担当。疑わしい貨物の通関停止・検査・差止めを実施する。

ベトナム：行政・刑事措置における留意点

- 国内市場管理・開発局によれば、2025年は省庁再編の影響で摘発数が少なかったが、3306件の模倣品販売を摘発し、約6億円の行政上の罰金を科したとのこと。このうち90～95パーセントが職権での摘発とのこと。
- 2026年4月に米国USTRのSpecial 301 Reportにおいて13年ぶりに優先国指定されたことを受けて、2026年5月には全国的に知財侵害品取り締まりのキャンペーンが展開されている。特にこれまで取り締まりが弱かった著作権侵害コンテンツの取り締まりが重視されている。
- このように模倣品摘発の制度自体は存在し運用もされているため、**経験豊富な現地専門家を起用して証拠を収集し当局に摘発を求めれば、明らかな模倣品については数か月・100万～200万円程度で摘発できることもある。**また、当局から職権での摘発への協力を求められることもある。
- 税関には事前登録制度が存在するが、ベトナム国内で製造される模倣品や陸路で密輸される模倣品も多い。

ベトナム：インターネット上の模倣品対策に関する法令

- 2026年7月に施行された電子商取引法上、EC事業者は下記のような義務を負い、当該義務は一定の要件を満たす海外EC事業者にも適用(域外適用)される。SNSやライブコマースも規制の対象とされる。
 - ①販売者身元確認義務
 - ②模倣品を含む違法に販売されている商品の削除義務・監視義務
 - ③販売者情報の保存・当局に対する開示義務
- インターネット上の模倣品対策に関しても主な管轄当局は国内市場管理・開発局。権利者が当局に申し立てることで、EC事業者や出品者に対するテイクダウン指示、情報提供要請、捜査等が実施され得る。

ベトナム:EC事業者における模倣品対策

- 主要なEC事業者(Lazada、Shopee、Tiki、TikTok Shop等)はいずれも知的財産権を侵害する商品の販売等を禁止しテイクダウン申請を受け付けている。
- 国内市場管理・開発局によれば、2025年、オンライン市場で模倣品を販売している業者を摘発し行政上の罰金を科した事案の数は599件とのこと。
- オンライン上の模倣品業者は巧みに活動しているので、真贋判定や販売元・倉庫の特定が困難な場合も多い。例えばECサイト上ではダミーの真正品の写真を掲載し、倉庫では一部のみ真正品を扱い大部分は模倣品を所持していた事例がある。虚偽の販売者情報が登録されていることも珍しくない。
- 2026年3月5日、国内市場管理・開発庁、IIPPF、上記主要EC事業者の間でオンライン模倣品対策に関するMOUが締結された。
- 電子商取引法施行に伴うEC事業者の販売者情報の確認・開示義務や上記MOU締結により、摘発の迅速化、EC事業者側での監視体制の高度化、権利者からの通報や証拠提供の円滑化が期待される。

インドネシア：模倣品対策総論

- インドネシアの知的財産法制は、日本のように特許法、商標法、著作権法といった分野ごとに法律を定めている。
- 模倣品対策のために活用されることが多い知的財産権は商標権（製品によっては意匠権も）。特に商標登録は重要。
- 事業者が模倣品対策として実施し得る主な措置は、①模倣品販売業者に対する警告書の送付、②警察による強制処分（摘発等）、裁判所による刑事訴訟、③裁判所による民事訴訟、④税関による差止・没収（水際措置）。
- まず①を検討することが多い。①を実施しても模倣品販売が中止されなかったり大規模・悪質な事案だったりする場合には②を検討し、模倣品が外国から流入している可能性がある場合は④も検討する。③は使い勝手が悪くあまり利用されない。
- オンラインでの知的財産権侵害の場合は、⑤侵害が行われているECプラットフォームを提供する事業者への削除要請（ノーティス・テイクダウン）や、当該要請に従わない事業者に対する処罰やアクセスブロッキング措置も実施し得る。

インドネシア：行政・刑事措置における当局の役割

当局	役割
知的財産総局(DGIP)	商標・特許・意匠・著作権等の登録機関。エンフォースメントに関する部署(捜査紛争解決局)も存在し国家警察と連携して摘発を担当することもある。9つの当局で構成された国家IPタスクフォースの事務局でもある。
国家警察(POLRI)	模倣品事件の刑事捜査として、立入検査、レイド(摘発)、商品の押収等の捜索、逮捕及び検察への送致を担当する。 実務上、模倣品摘発で最も利用される当局。
税関総局	輸出入段階での知財侵害品対策を担当。疑わしい貨物の通関停止・検査・差止めを実施する。

インドネシア：行政・刑事措置における留意点

- 国家警察によれば、2025年は501件の知財侵害品を摘発したとのこと。インドネシアでは知財侵害は親告罪であるためこれらは全て権利者による申し立てに応じた摘発であるとのこと。権利の有効性や類似性等については知的財産総局の意見を聞いて連携して摘発を進めるとのこと。
- 米国USTRのSpecial 301 Reportにおいて長年優先監視国指定されている。
- 模倣品摘発の制度自体は存在し運用もされており、明確な証拠があれば摘発も可能だが（特に大規模事案の場合）、証拠不十分等を理由に当局が迅速に動いてくれない場合もある（インドネシア国内における商標使用の証明も求められる）。当局手続きの透明性が低いため当局手続きの経験豊富な現地専門家を起用することが重要。
- 税関には事前登録制度が存在するが、差止めの対象は商標権・著作権侵害商品のみで、資本関係のある法人がインドネシアに所在する必要がある。

インドネシア：インターネット上の模倣品対策に関する法令

- 2025年施行の法務大臣規則47号や2026年施行の商業省規則19号により、公式なテイクダウン・サイトブロッキング制度が整備され、出品者の身元確認義務等がEC事業者に課せられている。当該義務は一定の要件を満たす海外EC事業者にも適用(域外適用)される。
- インターネット上の模倣品対策に関しても主な管轄当局は国家警察と知的財産総局。権利者がこれらの当局に申し立てることで、EC事業者や出品者に対するテイクダウン指示、情報提供要請、捜査等が実施され得る。

インドネシア:EC事業者における模倣品対策

- 主要なEC事業者(Lazada、Shopee、Tokopedia、TikTok Shop等)はいずれも知的財産権を侵害する商品の販売等を禁止しテイクダウン申請を受け付けている。
- オンライン上の模倣品業者は巧みに活動しているので、真贋判定や販売元・倉庫の特定が困難な場合も多い。虚偽の販売者情報が登録されていることも珍しくない。
- インドネシア反模倣協会(MIAP)と知的財産総局等の当局との間でIP保護のためのMOUが締結されており、タイやベトナムのようなEC事業者との協力を促進するためのMOU締結に向けた動きもある。
- MIAPはインドネシア当局と密接な関係にあり日本企業も加入することができる。

Q&A

西村あさひ法律事務所 グローバルネットワーク

当事務所はアジア地域への事業進出や投資活動を行う日本企業をリーガル面でサポートするため、海外事務所の開設、現地の有力法律事務所との連携関係の強化、海外事務所と国内事務所との一体的なチームの編成や人材の現地派遣などの取り組みを実施しています。

